赤道ギニア共和国	平成十四年十月八日	平成十四年十一月七日
ジブチ共和国	平成十四年十一月五日	平成十四年十二月五日
リベリア共和国	平成十六年九月二十二日	平成十六年十月二十二日
イラク共和国	平成二十三年七月七日	平成二十三年八月六日
バヌアツ共和国	平成二十三年七月十二日	平成二十三年八月十一日
アラブ首長国連邦	平成二十四年七月十九日	平成二十四年八月十八日
エリトリア国	平成二十六年九月二十五日	平成二十六年十月二十五日
南スーダン共和国	平成二十七年四月三十日	平成二十七年五月三十日
中央アフリカ共和国	平成二十八年十月十一日	平成二十八年十一月十日

二　セルビア共和国政府は、前記の条約を承継する旨を、平成十三年三月十二日に国連事務総長に通告した。

平成二十九年二月十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第五十号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第三十六号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十九年一月十八日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千九百八十九号1（a）、第二千二百五十三号2（a）及び第二千二百五十五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十九年二月十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

別表の642．を次のように改正する。

（別表）

次のように改める。

【アル・カーイダ／ＩＳＩＬ（ダーイシュ）と関係を有する個人】

642. マリク・ムハンマド・イスハク（別名：マリク・イスハク）

MALIK MUHAMMAD ISHAQ (a.k.a.: Malik Ishaq)

称号：不明
役職：不明
生年月日：1959年頃
出生地：Rahim Yar Khan, Punjab Province, Pakistan
国籍：パキスタン
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：パキスタン
国連制裁委員会による指定日：2014年3月14日（2017年1月18日に改訂）
その他の情報：ラシュカレ・ジャングヴィ（ＬＪ）(340. に指定した団体）の創立者の一人であり、現在の指導者。身体的情報：がっしりとした体格。目の色及び髪の色は黒。肌の色は茶。濃い黒い髭がある。写真はインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。2015年7月28日に死亡したとされる。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/5778368

○厚生労働省告示第三十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関について、同法第五十三条の三において準用する同法第四十六条第四項第三号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
株式会社クレーン検査センター	名古屋検査事務所	愛知県大府市梶田町二丁目二百八番地	名古屋検査事務所	愛知県大府市梶田町二丁目二百八番地	平成二十八年十月一日
			北信越検査事務所	石川県金沢市横川七丁目五十番一	
シマブンクレーン検査株式会社	関東事務所	東京都中央区京橋一丁目一番一号	関東事務所	東京都中央区京橋一丁目一番一号	平成二十八年十月一日
			中部事務所	愛知県名古屋市名東区上社二丁目二百十番地	

○厚生労働省告示第三十二号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二十四の二の六の規定により、同令第十九条の二十四の二の五第一項の登録検査業者検査員研修機関について、同令第十九条の二十四の二の三第二項第三号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同令第十九条の二十四の二の十五の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
中央労働災害防止協会	中央労働災害防止協会	東京都港区芝五丁目三十五番一号	東京都港区芝五丁目三十五番二号	平成二十八年八月二十二日

○農林水産省告示第二百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県幡多郡大月町才角字中ケ市山一六二一の一、一六二一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中ケ市山一六二一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。